

○浜田市ストマ用装具助成金交付要綱

平成17年10月1日

告示第28号

改正 平成22年3月31日告示第41号

(目的)

第1条 この告示は、ぼうこう機能障害者及び直腸機能障害者（以下「障害者」という。）に対し、ストマ用装具を購入する際の費用（以下「ストマ用装具購入費」という。）を助成することにより、障害者の負担軽減を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象者となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、ストマ用装具を必要とする者とする。

(平22告示41・一部改正)

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、浜田市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成22年浜田市告示第40号）第9条の規定によるストマ用装具の給付に係る自己負担金の額（当該ストマ用装具に要する費用が同要綱別表に規定する基準単価を超える場合は、当該基準単価の10分の1の額）の2分の1の額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(平22告示41・全改)

(認定申請)

第4条 ストマ用装具購入費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ストマ用装具助成認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(登録及び決定等)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、適正と認めるときは、ストマ用装具助成台帳（様式第2号）に登録するとともに、ストマ用装具助成認定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 前条に規定する通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、ストマ用装具助成金交付申請書（様式第4号）により、助成金の交付を市長に申請するものとする。

(変更届等)

第7条 登録者は、次の各号のいずれかに該当したときは、ストマ用装具助成変更届(様式第5号)又はストマ用装具助成資格喪失届(様式第6号)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所又は装具業者等を変更したとき。

(2) 対象者に該当しなくなったとき。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に対し、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定は、平成18年度以後のストマ用装具助成金交付事業について適用し、平成17年度のストマ用装具助成金交付事業については、なお合併前の浜田市ストマ用装具助成金交付要綱(平成9年浜田市告示第36号)又は金城町ストマ用装具助成金交付要綱(平成12年金城町告示第21号)の例による。

附 則(平成22年3月31日告示第41号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。